

条例第 2 号

宇和島市及び宇和島市水道局の業務統合に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 4 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市及び宇和島市水道局の業務統合に伴う関係条例の整備に関する条例

(宇和島市事務分掌条例の一部改正)

第1条 宇和島市事務分掌条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(部_____の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部_____を設ける。 総務部 企画政策部 市民環境部 保健福祉部 産業経済部 建設部 (分掌事務) 第2条 前条に掲げる部_____の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 総務部 (1) ～ (12) (略) (13) 他の部_____に属さない事項に関すること。	(部<u>及び局</u>の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部<u>及び局</u>を設ける。 総務部 企画政策部 市民環境部 保健福祉部 産業経済部 建設部 <u>上下水道局</u> (分掌事務) 第2条 前条に掲げる部<u>及び局</u>の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 総務部 (1) ～ (12) (略) (13) 他の部<u>及び局</u>に属さない事項に関すること。

企画政策部～産業経済部 （略） 建設部 （１）～（３） （略） <u>（４） 下水道に関すること。</u> <u>（５） 都市公園及び公園緑地に関すること。</u> <u>（６） 建築に関すること。</u> <u>（７） 市営住宅に関すること。</u> <u>（８） その他建設に関すること。</u>	企画政策部～産業経済部 （略） 建設部 （１）～（３） （略） <u>（４） 都市公園及び公園緑地に関すること。</u> <u>（５） 建築に関すること。</u> <u>（６） 市営住宅に関すること。</u> <u>（７） その他建設に関すること。</u> <u>上下水道局</u> <u>（１） 下水道に関すること。</u> <u>（２） その他下水に関すること。</u>
---	--

（宇和島市職員定数条例の一部改正）

第２条 宇和島市職員定数条例（平成17年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（職員の定数） 第２条 職員の定数は、次のとおりとする。 （１） （略） （２） 地方公営企業の事務部局の職員 <u>水道局</u> の職員 35人 病院局の職員 810人 計 845人	（職員の定数） 第２条 職員の定数は、次のとおりとする。 （１） （略） （２） 地方公営企業の事務部局の職員 <u>上下水道局</u> の職員 35人 病院局の職員 810人 計 845人

(3) ～ (7) (略)

(3) ～ (7) (略)

(宇和島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 宇和島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(宇和島市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 __の適用除外等) 第10条 宇和島市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例__（平成17年条例第24号。以下「<u>水道局企業職員給与条例</u> __」という。）第4条、第5条、第7条及び第8条の規定は、特 定任期付企業職員には、適用しない。 2 <u>水道局企業職員給与条例</u> 第7条、第8条及び第10条の規定 は、第4条の規定により任期を定めて採用された<u>水道局企業職員</u> __には、適用しない。 3 特定任期付企業職員に対する<u>水道局企業職員給与条例</u> 第6 条の規定の適用については、同条例第6条中「管理職手当を支給 される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び任期 付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職 員」とする。	(宇和島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例の適用除外等) 第10条 宇和島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関す る<u>条例</u>（平成17年条例第24号。以下「<u>上下水道局企業職員給与条 例</u>」という。）第4条、第5条、第7条及び第8条の規定は、特 定任期付企業職員には、適用しない。 2 <u>上下水道局企業職員給与条例</u> 第7条、第8条及び第10条の規定 は、第4条の規定により任期を定めて採用された<u>上下水道局企業 職員</u>には、適用しない。 3 特定任期付企業職員に対する<u>上下水道局企業職員給与条例</u> 第6 条の規定の適用については、同条例第6条中「管理職手当を支給 される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び任期 付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職 員」とする。

(宇和島市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第4条 宇和島市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職) 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>宇和島市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u> (平成17年条例第24号) 第5条に規定する管理職手当を支給される職員が占める職	(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職) 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>宇和島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u> (平成17年条例第24号) 第5条に規定する管理職手当を支給される職員が占める職

(宇和島市水道事業の組織等に関する条例の一部改正)

第5条 宇和島市水道事業の組織等に関する条例 (平成17年条例第211号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第2条 法第14条の規定に基づき、水道事業に関する事務を処理するため <u>水道局</u> を置く。	(組織) 第2条 法第14条の規定に基づき、水道事業に関する事務を処理するため <u>上下水道局</u> を置く。

(宇和島市水道事業経営審議会条例の一部改正)

第6条 宇和島市水道事業経営審議会条例 (平成21年条例第13号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第 9 条 審議会の庶務は、 <u>水道局業務課</u> において行う。	(庶務) 第 9 条 審議会の庶務は、 <u>上下水道局水道総務課</u> において行う。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。